

# 一般国道207号他18線道路清掃業務委託に関する一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和7年12月24日

長崎県県央振興局長 大塚 英樹

## 1 一般競争入札に付する事項

業務番号 7諫道清第1号  
業務名 一般国道207号他18線道路清掃業務委託  
履行場所 県央振興局建設部管内一円

## 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (3) 競争参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者。
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者。
- (5) この告示の日から落札決定の日までの間において、知事から指名停止又は指名除外の措置を受けている者、又は受けることが明らかである者。
- (6) この告示の日から落札決定の日までの間において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく行政処分の措置を地方公共団体から受けている者又は受けることが明らかである者。
- (7) この告示の日以前6か月から落札決定の日までの間において、電子交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実、又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者。
- (8) 落札決定の日までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）。
- (9) この告示の日から落札決定の日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者。

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 競争入札参加資格審査申請書等（5（3）に規定するものをいう。以下同じ。）を適切に提出した者であること。
- (2) 落札決定の日において、有効な道路清掃競争入札参加資格者名簿（長崎県土木部道路維持課）に登載されている者であること。
- (3) 落札決定の日において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）による産業廃棄物の収集・運搬業務の許可を有する者であること。

(4) 長崎県内に本店を有する者であること。

(5) 下記に示す管理技術者を配置すること。

当該競争入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格審査申請書等の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産事由が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。

#### 4 競争入札参加資格の審査

(1) 参加者の資格は、令167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。

##### (2) 審査事項

- ア 3(2)の道路清掃競争入札参加資格者名簿（長崎県土木部道路維持課）への登載
- イ 3(3)の産業廃棄物収集運搬業許可
- ウ 3(4)の本店の所在地
- エ 3(5)の管理技術者の雇用関係

#### 5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

##### (1) 申請の時期

この告示の日から令和8年1月15日（木）までの間（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

##### (2) 申請書等の入手方法

競争入札参加資格審査申請書等（様式第1、2、3、4号）は、この告示の日から長崎県土木部ホームページの入札情報サービスポータルサイト及び長崎県ホームページに掲載する。

長崎県土木部ホームページの入札情報サービスポータルサイト

<https://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>

長崎県ホームページ

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-chotatsujo/gyomuitaku/index.html>

##### (3) 申請書等の提出方法

申請者は、次の書類を（5）に掲げる場所に直接持参により2部（正本1部及び写し1部）提出すること。うち1部（写し）は受付後返却する。

###### ア 申請書類

(ア) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

(イ) 誓約書（様式第2号）

(ウ) 管理技術者調書（様式第3号）

###### イ 添付書類

(ア) 産業廃棄物収集運搬業許可の写し

(イ) 管理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類の写し

##### (4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語の記載のものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

##### (5) 設計図書の入手先、申請書等の提出場所及び問い合わせ先

「名称」長崎県県央振興局管理部総務課経理班

「住所」〒854-0071 長崎県諫早市永昌東町 25-8

「電話」0957-22-0010（代表）

「FAX」 0957-23-6035

(6) 入札への参加を希望する者の責務

提出した書類に関して、長崎県から説明を求められた場合は、これに応じなければなら  
ない。

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により、令和8年1月22日（木）までに通知（郵送又はFAX）する。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を付与された日から令和8年3月31日  
までとする。

8 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があつ  
たときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 委任事項
- (5) 電話番号

9 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2（1）又は（9）に該当するに至った場合は、  
当該資格を取り消す。また、2（2）に該当するに至った場合においては、当該資格を取  
り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。また、その者の代理人、支配人  
その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(2) 競争入札参加資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないと  
きは、当該資格者にその旨を通知する。

10 その他

落札者は、「管理技術者調書（様式第3号）」に記載した技術者を配置しなければならない。た  
だし、やむを得ない理由により契約担任者の承認を受けた場合は変更することができる。